平成２９年（フ）第２８号
熊本県球磨郡多良木町大字多良木382番地３
債務者　髙田　賢志
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥村　高史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２９年（フ）第２４４号
宮崎市月見ケ丘６丁目24番７号
債務者　松村かほる
1　決定年月日時　平成29年８月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町元　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２４５号
宮崎市月見ケ丘６丁目24番７号
債務者　松村　　博
1　決定年月日時　平成29年８月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町元　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６１１号
堺市堺区百舌鳥夕雲町２丁411番地２
債務者　山口　　榮
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北野　知広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月４日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１２２５号
名古屋市東区泉１丁目11―17　ケーエム泉10Ａ、住民票上の住所名古屋市港区七反野１丁目204番地　アルファカエリー201号
債務者　伊藤　　顕
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽賀　康子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月５日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２１４号
愛知県小牧市大字小松寺1120番地５、従前の住所愛知県清須市阿原星の宮185番地　ＬＵＮＡ302
債務者　アクアスタイルこと　山本　将徳
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福本　博之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月７日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４９号
北海道旭川市豊岡10条７丁目６番５号
債務者　佐瀬　詩織（旧姓三野）
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６７号
秋田県雄勝郡羽後町杉宮字長町26番地
債務者　金　　孝行
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　康博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第２３９号
宮崎市高洲町57番地５
債務者　日髙　敏裕
1　決定年月日時　平成29年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　秀一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１９７号
沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1658番地５
債務者　中村　一也
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　城間　　博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第５６号
長崎県諫早市福田町3116番地１　県住Ｄ１棟103号、旧住所長崎県諫早市福田町2590番地４
債務者　徳永　佳子（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田雄一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第６４号
秋田県湯沢市愛宕町４丁目６番50号
債務者　阿部　　舞
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第７１号
秋田県横手市赤坂字後野91番地９
債務者　兼子　博志
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第３２号
静岡県菊川市西方967番地の３　（ハイツリバーサイド206）
債務者　岩崎浩二郎
1　決定年月日時　平成29年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第２５３号
愛知県岡崎市暮戸町字宮岸18番地　エキスポパレス　206
債務者　古川　拓也
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第６７号
福岡県京都郡苅田町神田町１丁目６番地３（ＭＤＩマンション苅田駅前406号）
債務者　菊池　香織
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第６８号
福岡県京都郡苅田町京町２丁目21番地１（健和会京町病院）
債務者　秦　　昌則
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係